

基本目標 4 全ての子どもを伸ばす教育の実現

(1) 学びを支える指導体制の充実

(2) 特別支援教育の充実

(3) 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実

(4) 不登校児童生徒への支援

(5) 学びのセーフティネットの構築

少子高齢化に伴う地域社会の変容、人間関係の希薄化、家庭環境の多様化など、コロナ禍も相まって、子どもを取り巻く環境の変化に拍車がかかっています。

学校教育が「ひとづくり」の場であればこそ、誰一人取り残すことのない学びの保障に向けて、子ども一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習の機会を得られるよう、全ての子どもを伸ばす教育の実現を目指します。

めざす学校の姿 少子化が進む中で、子どもたちによりよい指導を行う学校

児童生徒一人一人の学びを保障するためには、児童生徒の学習意欲を引き出す工夫や分かりやすい授業となるような指導の工夫改善が必要です。そのためには、個に応じたきめ細かな指導体制を充実させることで、一人一人の可能性を伸ばす教育を推進し、児童生徒の学習意欲向上や確かな学力の定着を図ります。

また、市全体としては、全国と同様、少子化が進み、児童生徒数が減少しています。その中においても、児童生徒数に応じたよりよい教育環境を模索し、活力ある学校づくりを進めます。

<施策の内容>

(1) 少人数によるきめ細かな指導体制の充実

○少人数指導による子どもの実態把握、基礎学力の定着等を図るため、少人数授業や習熟度別授業、ティーム・ティーチングなどを取り入れた授業を推進します。

(2) 小学校高学年一部教科担任制による効果的な指導体制の充実

○小学校高学年における一部教科担任制を行い、義務教育9年間を見通した指導体制を構築するとともに、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導や中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図ります。

(3) 個に応じた指導の充実

- 子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味関心を踏まえてきめ細かく指導・支援できる体制づくりを構築します。
- ICTを活用し、子どもたちが自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができる環境づくりを支援します。

(4) 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

- 学校規模に関わらず、全ての子どもたちに個別最適な学びを保障するための教育の充実を図るため、先進的、先駆的な事例の調査・研究やモデル校による実践研究を行います。
- 今後、継続的な少子化傾向が見込まれる場合、四日市市学校規模等適正化計画の見直し及び改訂を視野に入れて検討を進めるとともに、計画に基づき、地域や保護者と共によりよい教育環境の構築のための環境整備を進めます。

学校での取組例

- ・少人数、習熟度別、ティーム・ティーチングによる授業
- ・小学校高学年における一部教科担任制による授業
- ・子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定（指導の個別化）
- ・子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会の提供（学習の個性化）

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
①「国語の授業の内容はよく分かる」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 86.1% 中学3年生 82.5%	小学6年生 90% 中学3年生 88%
②「算数・数学の授業の内容はよく分かる」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学6年生 84.6% 中学3年生 80.7%	小学6年生 90% 中学3年生 85%

めざす学校の姿 一人一人の教育的ニーズに的確に答える学校

障害の有無に関わりなく、互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指すため、障害等があっても合理的配慮のもとで共に学ぶというインクルーシブ教育の推進に向けて、支援体制を充実させます。

また、特別な教育的支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を可能な最大限度まで高めるため、適切な指導及び必要な支援を行います。

＜施策の内容＞

（１）相談体制の充実

- 特別支援教育コーディネーターの活動を支援し、相談体制の充実を図ります。
- 小学校と連携した就学相談を実施し、小学校が在籍園と連携して計画的に対象児の観察や保護者相談等を行えるようにします。

（２）多様な学びの場の充実

- 通常の学級に在籍する発達障害等の子どもが、特性に応じた個別の指導・支援を受けられるよう、通級指導教室や小学校サポートルームを拡充します。

（３）特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の充実

- 特別な支援が必要な子どもの実態や学校の状況等に応じて、介助員・支援員・医療的ケアサポーターを適切に配置し、支援体制を充実させます。
- 一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、自立と社会参加に向けた一貫した指導・支援や合理的配慮の提供を行うため、相談支援ファイルの活用を促進します。
- 合理的配慮の一環として、タブレット端末の支援機器としての活用や、マルチメディアデジター教科書等のデジタル教材の活用を進めます。

（４）特別支援教育にかかる教職員の専門性の向上

- 特別な支援が必要なすべての子どもに適切に対応するため、管理職を含む全教職員が、特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を実施します。
- 市内の小中学校等における合理的配慮の事例集「四日市版インクル DB」を研修資料として活用し、合理的配慮への理解を深めます。

学校での取組例

- ・幼稚園・保育園・こども園と小学校とが連携した早期相談の実施
- ・通常の学級における、発達障害等の児童生徒への指導・支援の充実
- ・自立と社会参加に向けた一貫した指導・支援のための相談支援ファイルの活用
- ・個別の教育支援計画の作成と、個別のニーズに応じた合理的配慮の提供
- ・特別支援教育にかかる研修の推進
- ・特別支援学校による地域支援の活用

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
相談支援ファイルを作成している児童生徒の割合	7.7%	8.3%*

※ 特別支援学級に在籍する児童生徒の割合 1.84%、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合 6.5%の合計（H26.5.1 文部科学省「特別支援教育の対象」）

めざす学校の姿 地域社会の一員として自立するための必要な力を育む学校

本市の外国人児童生徒は増加傾向にあり、多言語化と分散化が進んでいます。また、多くの学校で日本語指導が必要な児童生徒が在籍し、日本語の初期指導が必要であったり、生活言語は習得できているものの、学習言語が十分に習得できていなかったり等、様々な状況があります。

そのために、外国人児童生徒が日本語力や学力を身に付け、主体的に進路を切り開けるよう、日本語の初期適応指導、学力・進路保障及び教育相談等の指導体制の強化・拡充を図ります。

＜施策の内容＞

(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導体制の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する小中学校の要請に応じて、日本語指導担当教員や適応指導員を配置します。
- 初期適応指導教室「いずみ」において短期集中型日本語指導を行うとともに、集住地区の学校においては、日本語指導のための職員を配置し、日本語指導を充実させます。
- 有識者からの助言を受け、教職員の日本語指導等にかかる指導力向上のための、JSLカリキュラム^{*1}や特別の教育課程による日本語指導等に関する研修会を行います。
- 各学校が日本語指導においてもICT機器を効果的に活用し、誰もが理解しやすい授業ができるよう指導助言を行います。
- 外国人児童生徒の日本語能力に応じた適切な指導を行うことができるよう、JSL対話型アセスメントDLA^{*2}（四日市版）を作成します。

(2) 就学、進路選択の支援

- 児童生徒や保護者の就学意識を高め、進路選択の幅を広げるために、就学前のプレスクールや高校進学のためのガイダンスを実施します。

(3) 違いを認め、互いを尊重する多文化共生教育の推進

- 共によりよく生きる社会を築くために、国籍・文化・言語等の違いから多様な価値観を学び、互いを尊重できる教育を推進します。

学校での取組例

- ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、指導体制・指導方法を検討する校内委員会の設置
- ・JSLカリキュラムに基づいた誰もがわかりやすい授業づくりの推進
- ・日本語指導において効果的なICT機器の活用や多言語翻訳機の活用
- ・総合的な学習の時間等における国際理解に関する学習の実施

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
JSL対話型アセスメントDLA（四日市版）を活用して日本語指導等を行った学校の割合	—	100%

※1 JSL（Japanese as a Second Language：第2言語としての日本語）カリキュラム

文部科学省が開発して、初期指導型の日本語指導と在籍学級での教科指導をつなぐ指導方法。日本語で学習活動に参加できる力の育成を目指す。

※2 JSL対話型アセスメントDLA（Dialogic Language Assessment）

学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際に参考となるもの

めざす学校の姿 不登校児童生徒に対し必要な支援を行う学校

不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。そのために、児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境を整えるとともに、不登校児童生徒に対して、登校サポートセンターやフリースクール、自宅におけるICT活用等、多様で適切な教育機会を活用した社会的自立への支援を行います。

<施策の内容>

(1) 登校サポートセンターを核とした不登校対応の充実

- 登校サポートセンターに通所する児童生徒への支援に加え、アウトリーチの観点から、通所できない児童生徒に対しても、学校と連携して訪問型の支援を実施します。
- 登校サポートセンターの不登校対策アドバイザーを小中学校へ派遣し、個に応じた指導方法や校内の支援体制の工夫改善について指導・助言を行います。
- 「登校を促す早期アプローチ」や「不登校対応 Q&A」の活用を推進します。
- 欠席が3日間続いた児童生徒の校内での情報共有や家庭訪問等、不登校の未然防止と早期対応を推進します。
- 不登校担当者研修や、教職員のための登校サポートセンター見学会等を実施します。
- スクールカウンセラー^{※1}、スクールソーシャルワーカー^{※2}等の専門職や関係機関と連携し、「チーム学校^{※3}」による支援を推進します。

(2) 児童生徒の意思を尊重した多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒が状況に応じて、校内ふれあい教室への通級や空き教室を利用した別室登校、登校サポートセンターやフリースクール等への通所、ICTを活用した在宅学習など多様な学びの場を適切に活用して、社会的自立を目指せるようにします。

(3) 卒業後の進路決定に向けた支援

- 中学校卒業時に進路が決定できるよう、学校とともに進路指導を行います。
- 卒業時に進路が確定しない場合にも社会とのつながりを絶やさないう、相談できる窓口や社会的自立を支援するための民間施設などへの紹介や、定期的な状況の見守りを促します。

学校での取り組み例

- ・日々の学校生活の充実（「わかる授業」「人間関係づくり」「居場所づくり」）
- ・不登校のきっかけや継続理由の把握に基づく適切な支援
- ・「チーム学校」による心理・福祉・法律等の専門性を活かした支援
- ・相談・指導を受けることができる機関等への紹介や情報提供

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
中学3年生不登校生徒の卒業後進路（進学・就職）決定率	96%	100%

※1 教育機関において、心理相談業務に従事する臨床心理学やカウンセリング理論を身につけた専門家

※2 教育機関において、社会福祉の専門的知識、技術を活用し、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、関係機関が連携し、問題の解決に向けて支援する専門家

※3 学校現場が抱える課題解決のために、教員だけでなく、事務職員や様々な専門家の力を活用して、学校全体の組織力や教育力を高める取組のこと

めざす学校の姿 児童生徒一人一人が意欲的に学習に取り組むための支援を行う学校

子どもたちの意欲的な学びを支えるために、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に経済的な援助を行うことや、不利な状況にある児童生徒を関係機関等と連携して支援するなど、子どもたちが家庭の状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。

<施策の内容>

(1) 学びを支える就学援助事業の実施

- 経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等、必要な援助事業を行います。
- 経済的な援助を必要としている家庭に必要な援助を行うため、各学校において学校審査会を開催する等、家庭の実情に応じた支援体制を継続していきます。



(2) 義務教育修了以降の学びの保障

- 経済的理由から就学が困難な高校生、大学生等を対象とし、意欲ある学生が希望する進学先に進めるように奨学金の支給を行います。
- 奨学金の返還に伴う経済的負担の軽減についても考慮し、現行の全額貸与型の奨学金から一部給付とし、また、一定の要件を満たした場合に残りの貸与部分も返還を免除にするなど魅力ある奨学金制度とします。



(3) 関係機関と連携した福祉的支援

- ヤングケアラー^{*}や虐待など、児童生徒にとって不利な状況を早期に発見し、早期に対応ができるよう、学校における指導・支援体制の構築や地域・関係機関との連携を図ります。

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
学校基本調査における中学校卒業後の高等学校等進学率	98.9%	99.5%

※ 本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなくなる、友達と遊ぶ時間がない、自分がやりたいと思っていたクラブ活動ができない、宿題など勉強に割く時間につくれないなど、本来守られるべき権利が侵害されている可能性がある子どもたちのこと。